

## 令和6年度第11回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年2月27日(木) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	6番	野谷	茂
2番	松崎	博	7番	水島	寿徳
3番	関山	美智子	8番	内山	昌代
4番	小林	茂	10番	井上	昌之
5番	香坂	政博	12番	橘川	均

4 欠席委員

9番	鈴木	透	11番	中村	隆一
----	----	---	-----	----	----

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

1番	野谷	和雄	2番	松崎	博
----	----	----	----	----	---

8 報告事項

(1) 農地法第3条の3の規定による届出について

9 議案

第19号 二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について

第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について

## 会議の状況

### 【議長】

皆さんおはようございます。本日は議案が少し多いので、さっそく始めたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは令和6年度、第11回の総会を開催いたします。

本日の出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第11回総会の議事録署名委員につきましては、1番野谷副会長、2番松崎委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

### 【事務局】

#### — 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地の所有権を取得する場合は農業委員会の許可が必要となりますが、相続による場合は許可の必要はなく、届出を提出していただければよいことになっております。

今回、相続により所有権を取得された2件の農地について、はじめにNo. 1の農地は農業委員会によるあっせん等の希望がございませんので、資料に地図を添付してありませんが、二宮町立体育館の北西側の位置にある土地で、山西地区内の1筆となっており、相手方への届出の受理通知書については1月29日付で発行しております。

続いてNo. 2の農地については、関係資料位置図の地図1のとおり、市街化調整区域のみ表示しておりますが、桜美園の南側の位置にある土地などを含めまして、中里及び二宮地区内の合計13筆となっており、相手方への届出の受理通知書については2月12日付で発行しております。

報告事項については、以上でございます。

### 【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第19号、二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

### 【事務局】

#### — 議案第19号朗読 —

**【議長】**

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、議案第19号関係資料をご覧ください。

1ページが農業者資格認定申請書となっております。

添付書類については、2ページから3ページに営農計画書、4ページに二宮町新規農業者資格認定要綱第4条第1項第2号に規定されている研修の修了証、5ページに念書、6ページに借入予定情報を参考に添付させていただいております。

申請者は、認定農業者の下で令和6年2月から研修を受けておりましたが、1年間の研修を1月に終えたため、二宮町内で新規就農し農業経営を行うため、農業者資格認定申請書が提出されました。

なお、新規就農の認定基準につきましては、二宮町新規農業者資格認定要綱第2条において規定されておりますが、申請者は関係資料4ページの認定証のとおり、認定農業者の下で1年以上研修を受けていたことが確認でき、基準を満たしております。

作付けする品目は、雑穀やサツマイモなどを栽培する予定となっております、有機栽培により耕作する計画となっております。

耕作を行う農地については、6ページに記載されている農地を利用権設定する予定となっております。

審査に際しましては、申請者の技術、経営能力等を総合的に勘案して実現性が高いと認められること、就農後における目標の達成に向け、適切な内容であると認められること、受入地域のルールを守り、地域の農業者との調和を図れること、新たに農業を始めるための農地が確保される見込みがあることに適合するか判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

**【議長】**

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第19号、二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について、「原案のとおり認定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり認定する」ことといたします。

**【議長】**

続きまして、議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第20号朗読 —

**【議長】**

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。  
一色地区の報告について、内山委員、よろしくをお願いします。

**【委員】**

2月13日に一色地区農業委員3名及び事務局で現地確認をいたしました。  
対象地は、一色防災コミュニティーセンターの南側の位置にある農地2筆で、転用する面積は96.88㎡です。

今回の申請は、譲受人が居宅からの通路敷地として使用するため農地転用をするもので、事業計画や周囲の状況から見ても転用は問題ないと思われます。

以上です。

**【議長】**

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第20号について、補足説明いたします。

本案件は、通路敷地としての農地転用で、賃借権の設定となります。

譲受人は居宅より道路へ出るために使用する通路敷地として50年間の一時転用許可を受けておりましたが、4月をもって期限を迎えるため、引き続き使用するための転用申請となります。

関係資料につきましては、1ページに許可申請書、2ページに案内図、3ページに公図の写し、4ページに土地利用計画図、5ページに事業計画書、6ページに理由書を添付しております。

それでは1ページをご覧ください。4の契約の内容にありますように、権利の種類としては賃借権の設定となりますが、今回は期間を設けず、永年的なものとなります。

続いて2ページをご覧ください。当該地は一色防災コミュニティーセンターの南側の位置にある土地となっており、立地基準については第2種農地に該当します。

続いて4ページの土地利用計画図をご覧ください。

通路敷地は砂利敷となっており、雨水については浸透処理となります。

また、通路内に一部、畦畔が存在しておりますが、この部分に関しては今後、譲受人が取得をされる予定となっております。

なお、市街化調整区域の農地転用については、許可権者が神奈川県であるため、農業委員会としては、許可相当又は不許可相当を判断し、神奈川県に意見進達することになっています。

以上、ご審議をよろしくをお願いいたします。

**【議長】**

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請について、「許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「許可相当とする」ことといたします。

**【議長】**

続きまして、議案第21号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第21号朗読 —

**【議長】**

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

山西地区の報告について、野谷茂委員、よろしくをお願いします。

**【委員】**

2月19日に借受予定者立ち合いのもと、山西・川匂地区農業委員2名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、山西の川端に位置する農業振興地域の農地で、面積は1,404㎡です。

借受予定者から聞いた営農計画によると、借受予定地では主に露地野菜を栽培することでした。

借受予定者が町内で耕作する農地は、いずれも適切に耕作され、今後も効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われれます。

よろしくをお願いします。

**【議長】**

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第21号について、補足説明いたします。

はじめに、No.1及びNo.2については、中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利

設定を一括で審議するものです。

それでは、議案第21号関係資料をご覧ください。

No. 1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから5ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No. 2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、6ページから11ページに一括方式による集積計画を添付しております。

また、位置図と公図の写しを12ページと13ページに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を、新たに5年間更新するものとなっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われま

す。農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

#### 【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第21号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

#### 【議長】

続きまして、議案第22号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

#### 【事務局】

— 議案第22号朗読 —

#### 【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

一色地区の報告について、井上委員、よろしくお願

## 【委員】

報告します。2月13日に借受予定者立ち合いのもと、一色地区農業委員3名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の鉄砲田に位置する農用地区域の農地で、面積は533㎡です。

借受予定者から聞いた営農計画によると、借受予定地では主に水稻を栽培するとのことでした。

借受予定者が町内で耕作する農地は、いずれも適切に耕作され、今後も効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

以上です。

## 【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

## 【事務局】

議案第22号について、補足説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、令和5年4月1日より、市町村が定める農用地利用集積計画と農地中間管理機構が定める農用地利用配分計画が統合し、農用地利用集積等促進計画に一本化されましたが、地域計画が策定されるまで、もしくは令和7年3月までは経過措置として、議案第21号の農用地利用集積計画も引き続き利用が可能となっています。

つきましては、一色地区の地域計画が昨年3月に策定されているため、今回、農用地利用集積等促進計画にて権利設定を審議するものです。

なお、計画は変わりますが、本案件は中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借であることから審議内容が変わりはなく、No. 1及びNo. 2については、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

それでは、議案第22号関係資料をご覧ください。

No. 1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから5ページに農地中間管理権の設定関係を添付しております。

No. 2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、6ページから10ページに一括による集積計画を添付しております。

また、位置図を11ページに添付しております。

利用目的としては、主に水稻を作付けする予定となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積等促進計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

**【議長】**

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

**【委員】**

確認になりますが、今回、議案第21号と22号が同じような案件で、21号は3月いっぱいまでの扱いで、4月以降は22号の方法で統一されるのか、それと地域計画の関係についても説明してください。

**【事務局】**

繰り返しの説明になりますが、農業経営基盤強化促進法等の一部改正が令和5年4月1日にありまして、市町村が定める農用地利用集積計画と農地中間管理機構が定める農用地利用配分計画が統合され、議案第22号の農用地利用集積等促進計画に一本化されました。

しかし、地域計画が策定されるまで、もしくは令和7年3月までは経過措置として、議案第21号の農用地利用集積計画も引き続き利用が可能となっています。

ということで、一色地区については地域計画が策定されているため、議案第22号の農用地利用集積等促進計画となり、議案第21号の山西地区については、まだ地域計画が策定されていないため、令和7年3月までの経過措置として、農用地利用集積計画にて審議していただいております。

なお、4月以降は全て議案第22号の農用地利用集積等促進計画に一本化することになります。

**【事務局】**

捕捉になりますが、地域計画は既に一色地区で策定されておりますので、今回、利用権を設定するにあたっては、一色地区生産組合の回覧で地域計画と目標地図の変更に伴う協議を行っております。

なお、新規就農者についても、今後は地域計画に位置づけて利用権を設定していくこととなりますのでよろしく申し上げます。

**【委員】**

二宮町は3月いっぱい地域計画が策定できそうなので、4月からは議案第22号の農用地利用集積等促進計画に一本化できると思いますが、策定できていない市町村は令和7年度は複雑になるのかと思います。

**【議長】**

地域計画を策定していない自治体は、4月1日以降に農用地利用集積計画を利用できるのでしょうか。

**【事務局】**

令和7年3月までにすべての自治体で地域計画を策定することになっています。

**【議長】**

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第22号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時05分閉会